

BELS 登録機関 各位

BELS 評価書作成プログラムの入力項目や操作方法の注意事項について

令和4年1月19日
一般社団法人住宅性能評価・表示協会
事務局

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の活動にご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨今、各制度や補助金等における BELS 評価書の活用に伴い、BELS の申請は著しく増加しており、昨年 10 月の実績において 1 万件を超えるまでに至っております。

皆様におかれましては、多くの業務がある中、BELS の審査業務にご尽力賜り、心より御礼申し上げます。

一方、申請の増加により、当協会への BELS 評価書作成プログラムの誤操作等における評価データの削除及び評価書の表示項目の修正依頼等が増加しております。

既にご承知の通り、BELS においては、実績件数及び計算結果等を事例データとして公開しております。また、これらのデータは、国や行政庁、大学の研究機関等広く活用がなされており、審査の信頼性の観点からもこれらのデータの確実さが求められております。

そこで、この度、BELS 評価書作成プログラムの入力において、ご質問、ご相談の多い項目や修正依頼が多い内容について取りまとめを行いましたので、周知致します。

業務ご多忙の折とは存じますが、今後、BELS は今まで以上に活用がなされていくと考えておりますので、下記の内容についてご確認をいただき、今後の審査業務において、遺漏なくご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、当協会においても BELS 評価書作成プログラムマニュアルの更新や操作手順を動画で解説したコンテンツを提供する予定であり、引き続き、登録機関における BELS 業務が円滑に行われるようサポートを行って参ります。

以上

記

(1) BELS 評価書作成プログラムの入力項目

1) 基本情報

① 「地上階数」、「地下階数」、「延べ面積」について

評価対象を含む建築物の地上階数、地下階数、延べ面積が対象となります。

《注意》

- ・ 住戸評価の申請の際も当該住戸部分の階数、面積ではございません。
- ・ 国立研究開発法人建築研究所のプログラム（以下、WEB プログラムという）で、「モデル建物入力支援ツール」、「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅）」を使用している場合は当該支援プログラムで入力した延べ面積を入力して下さい。評価対象に共同住宅（共用部）がある場合も同様です。（計算対象面積ではありません。）

基本情報

申請書に係る内容

地上階数	2
地下階数	0
構造	鉄筋コンクリート造
延べ面積(m ²)	120.08

② 「申請の対象となる範囲」と「申請対象部分の用途」について

住戸の評価において「申請の対象となる範囲」に、以下を選択した場合、「申請対象部分の用途」は、自動的に住宅となります。

- ・ 住戸（共同住宅等・複合建築物の住戸部分）
- ・ 住戸（店舗併用受託における住戸部分）

《注意》

自動的に「住宅」と記載され、手入力を行うことはできません。

必須 申請の対象とする範囲	住戸（共同住宅等・複合建築物の住戸部分）	表示方法に定められた選択肢とする
住戸数 ※この項目は評価書には表示されませんが、エクスポート項目内容となります。適切な入力をお願いします。		「住棟」又は「複合建築物の部分（住宅部分全体）」「建物（複合建築物全体）」を選択した場合、住戸数「1」以上の入力が必要
改修の竣工時期	yyyy/mm/dd	Internet Explorer をお使いの方は、「2019-01-01」のようにハイフンで入力してください。
必須 申請対象部分の用途	住宅	

2) 非住宅・住宅・共同住宅等（共用部）の入力

① WEB プログラムの計算結果の入力について

非住宅における手入力できない項目があることや、手入力による入力ミスを防止する観点より、PDF のデータアップロードを行うことを推奨しております。

《注意》

- ・読み可能な PDF ファイルは、WEB プログラムからダウンロードし保存したファイルとなり、紙からスキャナーで読み取ったもの、別のファイル形式から変換したもの、加工を行ったもの、サイズが A4 以外のものなどの読み込みは出来ません。
- ・アップロードされた PDF ファイルの地域区分が、基本情報に設定されている地域区分と同一でない場合も読み込めません。



② 共同住宅等における住棟評価の PDF のデータアップロードについて

住棟評価における住戸+共用部（有りの場合）の PDF データアップロードの際は、以下のように住戸+共用部（有の場合）の両データをアップロードした状態で「適用する」ボタンを押してください。

《注意》

- ・住戸のみ、共用部のみのアップロード状態でそれぞれ「適用する」ボタンを押しても両データは反映されません。

【住戸+共用部の PDF データがアップロードされた状態】



- ③ 共同住宅等における共用部の計算結果に効率化設備（太陽光発電・コジェネ）が算入されている場合

共用部の PDF データをアップロードしても、効率化設備（コジェネ）、効率化設備（太陽光発電）の各項目は、手入力が必要となります。

《注意》

- ・計算結果は自動で反映されません。

共同住宅(共用部)

共同住宅等(共用部)

評価手法: 通常の計算法(平均28年基準)(共用部のみ)

評価対象の床面積を入力してください。(小数点第2位まで)

床面積: 共同住宅 1274 (m²)

設計及び基準一次エネルギー消費量を入力してください。(小数点第2位まで)

共同住宅等(共用部分)	項目	設計一次エネルギー消費量	基準一次エネルギー消費量
空調	設計一次エネルギー消費量	38.97 (MJ/m ² ・年)	
	基準一次エネルギー消費量	43.45 (MJ/m ² ・年)	
換気	設計一次エネルギー消費量	18.19 (MJ/m ² ・年)	
	基準一次エネルギー消費量	17.65 (MJ/m ² ・年)	
照明	設計一次エネルギー消費量	56.17 (MJ/m ² ・年)	
	基準一次エネルギー消費量	62.05 (MJ/m ² ・年)	
給湯	設計一次エネルギー消費量	3.37 (MJ/m ² ・年)	
	基準一次エネルギー消費量	1.93 (MJ/m ² ・年)	
昇降機	設計一次エネルギー消費量	14.88 (MJ/m ² ・年)	
	基準一次エネルギー消費量	29.77 (MJ/m ² ・年)	
その他	基準・設計一次エネルギー消費量	0 (MJ/m ² ・年)	

効率化設備(コジェネ) 発電量(コージェネレーション) 算定基準値の値を手入力 ※-(マイナス)は無しで入力

太陽光発電設備の共有に関して 共有なし

※異なる階下の形状 -

効率化設備(太陽光発電) 設計一次エネルギー消費量の合計 (太陽光発電設備を除き建築研究所WEBプログラムで算出したもの) ※「計算と共有部分」で共有する場合は未入力(入力しても反映されません)

太陽光発電による削減量(自己消費量) (※削) 階下の形状が「-」の場合のみ入力する ※-(マイナス)は無しで入力

削減電量(太陽光発電) 共用部分削減又は共用部分と非住宅で共有している場合入力 ※-(マイナス)は無しで入力

非住宅の評価対象設置量 非住宅と太陽光発電設備を共有している場合入力(小数点第2位まで)

基準一次エネルギー消費量を入力してください。(小数点第2位まで)

共同住宅 「その他」除き 基準一次エネルギー消費量 1087.01 (GJ/年)

(2) BELS 評価書発行後の操作等

1) 誤記修正

誤記修正には、BELS 評価書作成プログラムの「誤記修正ボタン」より修正を行う方法と「BELS 評価書作成プログラム入力内容修正依頼書」より修正を行う方法の2通りの方法があります。

① 「誤記修正ボタン」より修正を行う方法

BELS 評価書作成プログラムの「誤記修正ボタン」を押すことにより修正が可能です。

《注意》

- ・修正可能箇所及び修正期限が限られており、修正を行う物件の評価年月日から翌月の19日まで(評価書発行期限)となります。そのため、修正を行おうとする日が、評価年月日の翌月20日以降の場合は誤記修正を行うことができません。
- ・修正可能箇所は、「誤記修正ボタン」を押した際に修正入力できる項目です。



② 「BELS 評価書作成プログラム入力内容修正依頼書」より修正を行う方法

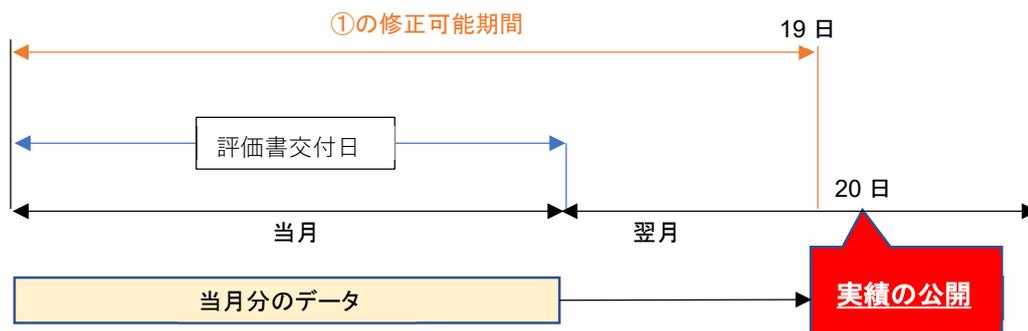
BELS 評価書作成プログラム入力内容修正依頼書に必要項目を記入し、当協会に送付いただくことで、評価書の発行取り消しを行い、誤記修正を行う方法です。

《注意》

- ・「誤記修正ボタン」にて修正できない項目についても修正が可能です。
- ・事例データの未公開、公開済みにより手続きの流れが変わります。詳細については、以下をご確認ください。
- ・当該手続きは、誤記修正を目的としており、変更の手続きではございません。

■事例データに未公開の評価書(依頼日が評価書交付日の翌月の19日を超えない場合)の場合は、以下の(ア)～(ウ)に従って手続きを行ってください。

- (ア) 別紙「BELS 評価書作成プログラム入力内容修正依頼書」に必要事項を記入の上、bels@hyoukakyokai.or.jp宛てへ送付
- (イ) 当協会にて「発行取消」の処理
- (ウ) 貴機関にて「修正」及び「交付」の対応(※交付は、評価年月日の翌月の19日までに確実に行ってください。)



図：実績の公開の考え方

■事例データに公開済の評価書(依頼日が評価書交付日の翌月の20日以降の場合)

<手続き>

- (ア)「BELS 評価書作成プログラム入力内容修正依頼書」に必要事項を記入の上、
bels@hyoukakyukai.or.jp宛てへ送付
- (イ)当協会にて「発行取消」の処理
- (ウ) 貴機関にて「修正」の対応後、当協会へ連絡
- (エ)当協会にて「強制発行」の処理

※発行取消が可能となるのは1回のみとなります。

<事例データ>

既に公開された事例データを修正することはできません。当面の間、元のデータが公開されることとなります。

2) 変更申請

変更申請は、BELS 評価書作成プログラムの「掲載情報変更ボタン」、「変更申請 2 ボタン」の 2 つがあります。

① 「掲載情報変更ボタン」について

BELS に係る評価物件 掲載承諾書の内容に係る変更申請等の際に、変更を行うことができます。

② 「変更申請 2 ボタン」について

評価書の交付を受けた計画の変更申請 (BELS に係る変更評価申請書 (別記様式第 8 号)) の際に変更を行うことができます。

《注意》

- ・ 評価書番号及び評価書交付年月日を変更する必要があります。
- ・ 変更申請 2 を行うと、変更元の評価書からは PDF 等の出力ができなくなります。
- ・ 変更申請 2 のデータの作成を行うと、当該データの取り消し及びデータの削除をすることができません。

評価書操作等

評価書操作等	
複製・削除	複製
発行済評価書の変更	掲載情報変更 ※公開・非公開、公開名称の変更
	誤記修正
	変更申請2 ※全ての変更（計算に係る変更等）

(3) BELS 業務に必要な書類等の掲載場所について

BELS 専用ページにログイン後、お知らせの「事務局からのお知らせ（書類等掲載ページ）」を押してください。

BELSトップページ		お知らせ	評価書作成プログラム(Ver10.2.0)
お知らせ一覧			
日付	タイトル		
2021/12/15	【解消されました】不具合の発生について_標準入力法ver3.1のBEI「マイナス」時		
2021/12/06	不具合の解消について_QRコードの読み込み		
2021/09/01	事務局からのお知らせ（書類等掲載ページ）		



BELS登録機関専用ページ

事務局からのお知らせ

このページは、BELS評価書作成プログラムVer10.0.0の対応となっています。

それぞれ、表示したいものをクリックしてください。

評価書作成プログラムに関すること

- [BELS評価書作成プログラム バージョンアップのお知らせ](#)
- [インポート インターフェース規定書\(XML\)](#)
- [BELS評価書作成プログラム\(Ver.6.0.0以降\)マニュアル](#)
- ※各バージョンアップのお知らせも併せてご確認ください。

表示マークデータに関すること

以上